



くるめ青色申告会だより

《第 27 号》

■発行 久留米青色申告会 ■発行人 長谷広信 ■発行日 令和 5 年 8 月

〒830-0022 久留米市城南町 15-5

TEL 0942-33-0213

FAX 0942-33-0933

★ホームページもご覧ください★

久留米青色申告会

検索



「令和 5 年度事業計画について」

久留米青色申告会 会長 長谷広信

会員の皆様、日頃より当会の事業にご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

7月10日未明からの大雨は、久留米市で被災家屋が3,700棟にのぼり、農作物にも大きな被害をもたらしました。会員の皆様の事業所等への被害は無かったでしょうか。被害に遭われた方には心よりお見舞い申し上げます。久留米市はこれで「平成30年豪雨」以来5回目の水害になりました。

また、ウクライナ戦争が長期化し、原材料等の高騰が続いていますが、一方、新型コロナウイルスの5類移行により、経済活動は以前の日常を取り戻したようです。これで、旅行や飲食などのサービス消費や、インバウンド消費が回復し、景気が良くなることを期待しています。

さて、6月29日に通常総会を開催し、決算書承認などの各議案をご承認いただきました。総会終了後、久留米税務署関谷署長様の記念講演会そして懇親会を開催し、親睦を深めることができました。

総会でご承認いただいた令和5年度事業のうち、特に今年度もインボイス制度に対する施策を重点的に行っていきます。免税事業者の方で事業者登録をされた方は、初めて消費税の申告をされる方が多いと思いますので、申告が混乱しないよう研修等で実務対応をサポートしていきたいと思っています。

次に、やさしいシリーズ研修会は計画通りに7/3、7/25に記帳編を行いました。今年も例年通りの研修を行います。毎回の研修会には必ずインボイス制度の解説を入れるようにしています。また、インボイス制度に対応した記帳の仕方の研修も行います。

それから、ブルーリターンAで記帳されている会員向けに、e-Taxによる電子申告の仕方の研修を開催し、会員の電子申告を応援します。

対外的な事業としましては、全青色北部九州ブロック大会が10月16日に長崎市で開催されますので、多くの会員で参加したいと思います。

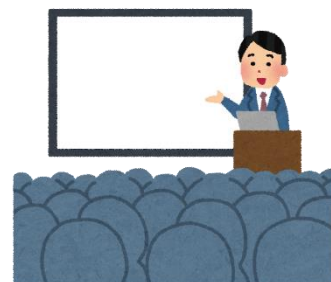
また、確定申告期の久留米税務署内での青色コーナーについては、4年ぶりに設置することができました。来年は今年の実績を活かし、青色申告制度の普及と会員増強に努めていきたいと思っています。

今年度は当会のホームページをリニューアルし、やさしいシリーズ研修会やインボイス制度などの情報をタイムリーに会員さんや会員以外の方へお届けいたします。

会員の皆様の積極的な行事参加にご協力をお願いいたします。

令和 5 年度 今後の予定

- ・ 9月 一般部会新入会員交流会 (29日)
やさしいシリーズ研修会「ブルーリターンA 初級編・上級編」(19日)
- ・ 10月 全青色北部九州ブロック大会 (16日：長崎市)
- ・ 11月 一般部会会員交流事業「日帰り旅行」(4日：島原 café トレイン)
やさしいシリーズ研修会「減価償却編」(1日)
やさしいシリーズ研修会「決算編」(6日)
- ・ 12月 やさしいシリーズ研修会「消費税編」(6日)
決算書作成説明会/青色申告制度勉強会 (18日)
- ・ 1月 申告書作成説明会 (26日)
青色コーナー打合せ
- ・ 2月 確定申告書・決算書税理士個別相談会
- ・ 3月 青色コーナー



※変更になる場合がございます。開催が決まりましたら案内をお送りいたしますのでご確認ください

令和5年度通常総会を開催

6月29日（木）、ハynesホテル久留米にて令和5年度通常総会を開催し、全ての議案が原案通り可決されました。承認された令和5年度事業計画の概要は以下の通りです。

1、会員指導事業の充実

- ・年数回の「やさしいシリーズ研修会」を中心とした各種研修会を開催
- ・インボイス制度・電子帳簿保存への対応（個別相談会等）
- ・会計ソフトブルーリターンAによるe-Taxの普及強化
- ・新型コロナウイルス感染にかかる支援制度相談等の実施

2、青色コーナーの充実強化

- ・確定申告期に税務署内に設置される青色コーナーにおいて青色申告制度の普及促進を積極的に展開

3、役職員研修事業の実施

- ・役職員の資質向上、他青色申告会との交流

4、女性部活動の充実強化

- ・女性部主催セミナー等の開催
- ・青色コーナーへの積極的協力

5、青年部活動の充実強化

- ・親会事業への積極的協力および部員間の連携強化
- ・他青色申告会青年部との連携強化
- ・各団体との交流事業

6、広報活動の充実

- ・ホームページのリニューアルによる情報発信の強化

※ WEB 検索サイトにて「久留米青色申告会」で検索ください。

7、組織の強化拡充

- ・70周年事業(R6年度)への準備

8、陳情・要望活動

- ・上部団体と連携した税制改正運動を展開



挨拶を行う長谷広信会長



記念講演される久留米税務署 関谷幸子署長

【女性部コーナー】 ★使用済み切手を集めています★

皆さまの事業所やご家庭に「使用済み切手」はありますか？
当会女性部で集めた切手は、一般社団法人全国青色申告会総連合を通じて、東京青梅の老人ホーム「聖明園福祉協会」へ送られ、目の不自由な方への支援につながります。
切手は、周りを1cm程度残して、当会にお越しの際に事務局にお渡しください。



久留米税務署より使用済み切手の贈呈

ブルーリターンA インボイス制度への対応について

【インボイス制度への対応】

インボイス制度の導入後、新たに消費税の記帳を行う場合は、日常取引の入力の際に「税区分」の入力が必要になります。例えば令和5年10月1日から消費税に対応した記帳を始める場合は、10月1日以降、取引を入力する前にメインメニュー→「初期設定」→「事業情報設定」にて消費税設定を変更してください。



HPから無料体験版をダウンロードできます！

ブルーリターンA

検索



●導入時価格 29,700円（税込）※振込手数料110円も併せてご負担お願いします。

内訳：本体価格 19,800円 + 3年分保守料 9,900円

※毎年、税制改正に対応したソフトをお送りします。

※4年目以降の更新料は3年分保守料9,900円（税込）のみ必要

●対応OS Windows 11 / Windows 10

「免税事業者でインボイス発行事業者となった場合の留意点」

税理士 長谷広信

免税事業者の方で経過措置を適用して本年10月1日から課税事業者となられる方については、初めて消費税の申告をされる方もいらっしゃると思いますので留意点をお知らせします。

また、令和5年度税制改正で負担軽減措置が新設されましたので注意が必要です。

【1】消費税の申告・納付

・10月1日から12月31日の期間について、消費税の申告・納付が必要になります。

消費税の計算方法や申告のしかたについての研修など事前準備が必要です。

本則課税で申告される方は、仕入税額控除のために帳簿の記載及び請求書等（インボイス含む）の保存が必要です。

【2】消費税の転嫁

・新たに消費税の納税が発生しますので、消費税分を販売価格へ転嫁しないと利益が減少します。

また、内税・外税のどちらで請求するほうが転嫁しやすいか検討しましょう。

【3】本則課税か簡易課税の選択

・消費税の計算方法は、本則課税と簡易課税という2つの計算方法があります。簡易課税を選択される方は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を期限までに提出する必要があります。

この提出期限にも特例があります。

【4】2割特例

(1) 対象者：免税事業者からインボイス発行事業者となった者（基準期間の課税売上1,000万以下）

(2) 期間：令和5年10月1日～令和8年分までの課税期間

(3) 内容：消費税の納税額を売上税額の2割に軽減する

※本則課税の方も簡易課税の方も適用できます。事前届出は不要で申告書に適用を受ける旨を記載します。（同封のインボイス制度のあらましP4）

【5】インボイス登録制度の見直し

・免税事業者が令和5年10月2日以降に登録をする場合は、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の日）を記載すれば、その登録希望日から登録できることになりました。

久留米商工会議所定例窓口無料相談のお知らせ

※月曜日から金曜日まで随時行っておりますので事前にお問合せ下さい。

インボイス相談	青申会所属の税理士がインボイス制度に関する疑問にお応えします（第2・第4水曜）
経営相談	中小企業診断士が創業、経営革新等の各種相談をお受けします（毎週火曜）
司法書士相談	司法書士が会社・法人登記・不動産登記・債務整理等の相談をお受けします（第2火曜）
法律相談	弁護士が経営上の法律に関する相談をお受けします（第1・第3金曜）
特許相談	弁理士が、特許、意匠、商標、実用新案に関する相談をお受けします（第1・第3水曜）
事業承継相談	親族・社員・第三者への事業承継をはじめ事業の譲渡・譲受に関する相談をお受けします（第1・第3月曜）。
社会保険労務士相談	社会保険労務士が、雇用調整助成金や働き方改革に関する相談をお受けします（第1・第3木曜）
※要予約 お問合せ：久留米商工会議所経営支援課（0942-33-0213）	

※その他、久留米商工会議所では随時経営に関する相談を承っております。

販路開拓や賃上げにより各種補助金を活用したい、共済制度について知りたい…等お気軽にお問い合わせください。

久留米税務署からのお知らせ

①プレプリント納付書の送付対象者の見直しについて

これまで国税庁では申告納付期限の前に、振替納付やダイレクト納付の利用登録を行っていない方に対して、納付に必要な情報(住所・所在地や氏名・名称など)をあらかじめ印字(プレプリント)した納付書を送付してまいりました。今後、納付書を必要としないキャッシュレス納付の推進等の事情を踏まえつつ、行政コストを抑制させる観点から、令和6年5月以降、プレプリント送付対象者を見直すこととしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※税務署資料より見直し部分のみ抜粋(個人事業主) 塗りつぶし=変更箇所、○=送付する、×=送付しない

	確定申告分		予定納税・中間申告分		
	確定申告で納める税額が発生する納税者		ダイレクト納付又は振替納税届け出なし		
	納付書を利用しない納付方法※1	金融機関・税務署窓口での納付	納付書を利用しない納付方法※1	金融機関・税務署窓口での納付	
			電子通知希望有	電子通知希望なし	
所得税	×	○	×	×	○
消費税	×	○	○	○	

※1 納付書を利用しない納付方法：ダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付(QRコード)

②国税の税務相談に関して

従来、電話での回答が困難な相談については、面接により対応をしておりました。令和5年8月以降、相談時間の確保及び来署者の待ち時間削減の為、面接による相談を希望される場合は原則として事前に予約を受けた上で対応することといたしました。

③税務署領収窓口における受付時間短縮について

納付手段の多様化、窓口事務の効率化を図ることを目的として、令和5年8月以降、福岡国税局管内の全ての税務署において「8時30分から17時まで」としていた窓口領収受付時間を「原則、9時から16時まで」に短縮することといたしました。

問い合わせ先：久留米税務署 管理運営部門 電話：0942-32-4461(音声案内に従い「2」を選択)

一般部会会員動向調査 ご協力をお願い

当会では今年度、一般部会の会員様の動向を調査し会活動の活性化やブルーリターンAの普及促進活動を進めていく予定であり、動向調査票を7月下旬に会費請求と共に会員の皆様のもとへ郵送させていただきました。

つきましては、動向調査票にご記入の上、会費請求書と共に同封しました返信用封筒にて8月31日(木)までにご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後ブルーリターンAに関するアンケート調査も実施予定です。調査が重なりお手数をおかけしますがご協力よろしくをお願いいたします。

(一社)全国青色申告会総連合より令和5年7月大雨に関して

この度の被害に伴い会計ソフト「ブルーリターンA」が滅失・破損等した方には、改めて無償でソフトをお届けします。該当する方は久留米青色申告会(電話：0942-33-0213)までご連絡ください。

※久留米商工会議所では、豪雨災害に係る「特別相談窓口」を令和5年7月11日より設置し、資金繰り相談、各種支援策活用相談などに対応しておりますので、ご遠慮なくご利用いただきますようお願い申し上げます。